

第 14 回全国通関士模試

公益財団法人 日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第47回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等、通関実務の3科目でそれぞれ満点の6割以上）を満たした受験者は全体の5.1%(3科目受験者では4.2%)で、第46回通関士試験の合格率（8.6%）と比較するとやや低いものとなりました。

なお、ケアレスミスが散見され、通関実務では、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記してあるにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点が取れていないこととなるケースがある等、自己採点とは異なる結果になった方もいると思います。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するように心がけてください。解答は正解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは非常にもったいないことです。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、解答を複数選択している方も若干いましたので、注意しましょう。

本模試の判定はあくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間を悔いの残らないように頑張り通し、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

Ⅰ 通関業法

【総体的事項】

■総評

通関業法全体の正解率は59%で、56%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は70%で、この問題形式では十分な成績にいま一步でした。合格しようとする個々人のベースでは80%は欲しいところです。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は19%でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

■択一式

択一式全体の正解率は52%で、やや低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

【個別事項】

問題のうち、正解率の特に低いもの等注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第3問(更正に関する意見の聴取) 正解率:イ-74% ロ-73% ハ-68% ニ-88% ホ-81%

税関長による増額更正に対して通関業者が意見を述べる権利については、概ね理解がされているようです。

なお、ハについては、「⑤減少」を選択する者も若干見られましたが、通関業者が意見を述べる権利を有するのは、増額更正に限られていることをしっかり確認しておいてください。また、「⑥修正」を選択する者もかなりありましたが、修正では、増額も減額も含まれることとなりますので、適切な答えとはいえません。

イについては、「①輸入の申告」とする答えもかなりありましたが、「当該申告に係る税額等の更正」等の語句との関係からは「③納税の申告」とせざるを得ません。引っ掛け的な問題であり、十分な注意が必要です。

第4問(定期報告書) 正解率:イ-75% ロ-50% ハ-5% ニ-36% ホ-86%

通関業者の定期報告義務に関しては、更なる努力を要する結果となっています。

ハについては、正解の「⑦支出」よりも「⑧収支」や「⑨収入」を選択する方が多く見られました。この設問に関しては、1-①の「料金の額」が通関業務による収入を意味していますので、これを参考としながら、ハにおいては「⑦支出」を選択することが賢明です。

ニについては、「⑫通関業務に関する帳簿」や「⑭入出力装置の保有台数」と答えた方もかなり見られました。「⑭入出力装置の保有台数」については、正解である「⑥資産の明細」の一部に過ぎず、定期報告事項としては適切とはいえません。また、「⑫通関業務に関する帳簿」については、そもそも報告事項とは言えないのではないのでしょうか。設問を注意深く読むことが肝要です。

第5問(報告の徴取等) 正解率:イ-58% ロ-81% ハ-48% ニ-86% ホ-58%

通関業者に対する税関職員の質問検査権に関しては、より正確な理解のため、法令、テキスト等を再チェックすることが必要です。

ハについては、通関業者に対する質問又は検査の際における身分証の提示に関する設問であり、「⑧輸出入者の申出」は文脈上適切とはいえませんので、注意が必要です。

なお、ホについては、税関職員の質問検査権と犯罪捜査の関係に関する設問ですが、通関業法のほか、関税法第105条第4項(税関職員の権限)、関税暫定措置法第15条第3項(税関職員の権限)、外国為替及び外国貿易法第68条第3項(立入検査)等にも同様な規定がありますので、参考にしてください。

■複数肢選択式

第6問（通関業の許可の基準） 正解率：22%

正解率は、極めて低調でした。

設問1を正しい記述としない回答が多くありましたが、通関業法には通関業の許可の承継に関する規定は設けられてないので、新たに設置された法人が通関業を営むためには、改めて通関業の許可を受けなければなりません。保税蔵置場の許可の承継（関税法第48条の2）と混同しないようにしましょう。

第7問（欠格事由） 正解率：15%

正解率は、極めて低調でした。

設問4を正しい記述としない回答が多くありましたが、欠格事由に該当するのは関税法第108条の4から第112条までの規定に該当する違反行為をして通告処分を受け、又は罰金の刑に処せられた者であり、同法第108条の4から第112条までの規定の内容を理解しておくことが必要です。

第8問（通関業の許可の消滅） 正解率：17%

正解率は、極めて低調でした。

設問2を誤った記述とする回答が多くありましたが、被許可者の利便を考慮した運用上の措置として変更の届出を二以上の税関に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に変更届を提出することにより行うこととされています。（通関業法基本通達12-1(3)）

第9問（通関士の資格の喪失） 正解率：8%

通関士がその資格を喪失する事由について問うものですが、正解率が極めて低調でした。

2については、通関士は、通関業務に従事するときは、その従事する営業所の所在地を管轄する税関長ごとに確認を受けなければならないものとされています（通関業法第31条第1項）。通関業の許可も同様に、税関長ごとに受けなければならないので、併せて整理すると効果的です。

4については、いわゆる引っ掛け問題です。通関士の資格喪失事由の一つとして、関税法第108条の4から第112条までの違反行為による処罰がありますが（通関業法第32条第2号）、同法第116条に規定する虚偽申告罪（第111条）の過失犯は、これに含まれませんので、正確な理解が必要です。

第10問（通関業者に対する監督処分） 正解率：35%

通関業者の法令違反等に対する監督処分に関しては、更なる努力を要する結果となっています。

特に、5については、通関業の許可の取消しとその際に進行中の通関手続の処理に関する誤った記述であり、十分な注意を要します。この通関手続の処理に関する特別な規定（通関業法第10条第3項）は、通関手続の円滑な進行を確保するとともに、依頼者の便宜を図ろうとするものであり、同条第1項に規定する許可の消滅事由（廃業、法人の解散等）以外の事由による許可の消滅（許可の取消し）の場合には、適用がありません。

第11問（定義） 正解率：58%

この出題は、通関業法に規定する定義に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

特に設問3を正しい記述とする回答が多くありました。保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認の申請と混同したことが考えられ、設問をよく読むことが求められます。

第12問（営業所の新設の許可） 正解率：35%

正解率は、かなり低調でした。

設問3を正しい記述としない回答が多くありました。基本通達の規定によるものですが、正しく理解しておく必要があります。また、設問1を正しい記述とする解答もかなりありましたが、関税法第50条（保税蔵置場の許可の特例）の規定に基づいて特定保税承認者が保税蔵置場等を届出により設置できることと混同しないことが必要です。

第13問（営業区域の制限） 正解率：66%

設問4を誤った記述とする回答がかなりありました。近年出題されている通関業法基本通達9-1（「相互に関連するもの」の定義）の規定に関するものですが、平成24年に同通達の一部改正（平成24年12月実施）が行われた事項です。

■択一式

第 15 問(通関士の設置) 正解率:58%

通関士の設置基準、専任の通関士等に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

3については、税関長の承認を受けた場合に限り、通関業者は、その営業所に専任の通関士を置く必要がないものとされており(通関業法施行令第4条第1項)、通関業者が独自に判断することはできませんので、これも引掛的な問題として細心の注意が必要です。

4については、通関士の資格の喪失(3年間・通関業法第32条第2号、第6条第5号)と通関士の補充の要否(2月以内・同法第13条第1項、同法施行令第4条第2項)を併せて問うものですが、このような組合せの問題についても惑わされることのないよう冷静に対応することが肝要です。

第 16 問(通関士の審査) 正解率:65%

通関士の審査を要する通関書類、記名押印等通関士の役割に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

2については、不服申立書(異議申立書、審査請求書)は通関士の審査及び記名押印を要する通関書類とされていますが(通関業法第14条、同法施行令第6条第2号)、不服申立てに係る陳述書については通関士の審査を要しないので、混同しないよう注意してください。

3については、関連業務に関する書類は、通関書類と異なり、通関業者の通関業務に係るものではないので、通関士の審査を要するものとはされていません(同法第14条、同法施行令第6条)。通関士の審査は、最も重要な最小限の書類に限られているものであることを理解してください。また、通関業者と認定通関業者については、通関手続上特段の差異はありませんので、注意が必要です。

5については、通関書類に係る通関士の記名押印は、通関業者の義務とされていますが(同法第14条)、この記名押印の有無は、輸出入申告等の効力に影響を及ぼさないものとされ(同法第21条)、通関手続の安定性や迅速性が確保されていることを理解してください。

第 17 問(通関業者、通関士等の義務) 正解率:74%

通関業者、通関士等に係る種々の義務については、合格点は十分確保できているようです。

5の記述を正しいとする誤った回答が多く見られましたが、通関業者、その役員及び通関士には、その社会的評価を保持するため、信用失墜行為を禁止する義務が課されているのに対し、従業者にはこのような義務が課されていないので、特に注意してください。

第 18 問(通関士の確認) 正解率:57%

税関長による通関士の確認については、ほぼ理解が進んでいるようです。

1については、いずれの営業所であっても、また、認定通関業者であっても、通関士を置く場合には、税関長の確認が必要であることを十分理解してください(通関業法第31条第1項)。

5については、税関長による確認が、通関士として従事させる者につき「通関士の欠格事由に該当しないこと」を目的として行われるものであることから、必要最小限の書類として「通関士の欠格事由に該当しないことを証する書面」及び「通関士試験合格証書の写し」を提出するものとされています(同法第31条第1項、同法施行令第13条第2項、同法基本通達31-1の(2))。

第 19 問(通関士に対する懲戒処分) 正解率:38%

通関士の法令違反等に対する懲戒処分に関しては、更なる努力を要する結果となっています。

2については、通関士に対する懲戒処分は、戒告、従業停止及び従業禁止の3種類のみとされており(通関業法第35条第1項)、通関士試験の合格の決定を取り消すことは認められていません。不正の手段によって通関士試験を受けた者に対する合格の決定の取消し処分(同法第29条第1項)と混同しないよう注意が必要です。

5については、従業停止処分の内容について問うものですが、従業禁止処分と同様、一般の従業者としても通関業務には一切従事することができないものとされています(同法基本通達35-1の(1))。

第 20 問(罰則) 正解率:14%

罰則の内容、公訴提起、両罰規定等についての理解度を問うものですが、正解率が極めて低調でした。

3については、公訴提起の前提となる告訴に関する正しい記述です。秘密を漏洩する罪(同法第41条第1項第3号)については、秘密保護の観点から、被害者からの告訴がなければ公訴を提起することが

できないものとされていますが（同条第2項）、通関業法上の他の罪についてはこのような規定はありません。

4については、両罰規定に関する誤った記述です。両罰規定は、行為者を罰するほか、業務主である通関業者も罰するものであり、通関士等を主体とする①秘密を漏洩する罪（同法第41条第1項第3号）、②懲戒処分に違反する罪（同法第42条第2号）、及び③通関士の名義貸しの罪（同法第44条第2号）については適用されないことになっています（同法第45条）。

5については、違法行為のうち罰則が設けられていないものに関する設問です。①信用失墜行為をした場合のほか、②通関士の設置を要する営業所に通関士を設置しない場合、③通関業務料金の掲示義務に違反した場合、④記帳、届出、報告等の義務に違反した場合等についても、監督処分又は懲戒処分によって十分にその防止及び取締りの効果が期待できるものとして、罰則が設けられていません。

II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(第6章に係る部分に限る。)

【総体的事項】

■総評

関税法等全体の正解率は49%であり、31%の方が合格基準に到達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は63%でした。合格のためには個々人のベースでは70%は欲しいところです。通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野のバランスを見ながらフォローするよう心がけましょう。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は30%で、極めて低調でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。これは、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

■択一式

択一式全体の正解率は40%で、低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

これも複数肢選択式と同様に、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

【個別事項】

■語句選択式

第1問(延滞税) 正解率:イ-74% ロ-59% ハ-80% ニ-88% ホ-70%

この出題は、関税法第12条(延滞税)に関する問題ですが、正解率の平均は74%で大変よくできていました。

ただし、ロについては、正解である「⑬納期限」とすべきところ、「⑦法定納期限」を選択された方が17%、「⑨納税申告の日」を選択された方が12%いましたが、ハの正解である年「14.6」%の延滞税が適用されるのは、「納期限」の翌日から2月を経過する日後ですので、注意して下さい。

第2問(更正、決定等の期間制限) 正解率:イ-25% ロ-76% ハ-27% ニ-36% ホ-66%

この出題は、関税法第14条(更正、決定等の期間制限)に関する問題ですが、正解率の平均は46%と低調でした。イについては、正解である「⑦法定納期限等」とすべきところ、「⑪法定納期限」と選択された方が39%いました。両者の用語は類似していますが関税法第12条(延滞税)第8項に規定されている「⑪法定納期限」と同法第14条(更正、決定等の期間制限)第5項に規定されている「⑦法定納期限等」とはその内容において必ずしも一致していないので注意する必要があります。ハについては、「⑮課税標準」とすべきところ、「⑫更正の請求」を選択された27%、「⑨課税物件」を選択された方が14%いましたが、ここは、賦課課税方式が適用される携帯品等の申告に係るものですから、「⑮課税標準」の申告があったものとなります。また、ニについては、「更正の請求」とすべきところ、「⑩修正申告」を選択された方が43%もいましたので、この設問に係る関税法第14条の規定は、平成23年度の法令改正があったところですので、内容を再度確認し、正確に把握する必要があります。

第3問(輸入してはならない貨物) 正解率:イ-77% ロ-57% ハ-70% ニ-85% ホ-79%

輸入してはならない貨物の認定手続及び輸入差止申立て手続に関しては、概ね理解がされているようです。

イについては、正解「⑬認定手続」に対して「⑮輸入差止申立て手続」を選択する方もかなり見られましたが、輸入してはならない貨物に該当するか否かの認定手続と、該当する貨物の処分を結び付けて理解することが必要です。

ロについては、「⑫積戻し」に対して「⑤差押え」及び「⑭没収」を選択する方もかなり見られましたが、「差押え」は輸入してはならない貨物の処分として認められておらず、一方、「没収」は、税関長による処分であって、輸入者に対して命ずるものではありませんので、文脈上適切ではありません。

ハについては、「②回路配置利用権者」に対して「⑪著作隣接権者」を選択する方もかなり見られましたが、「回路配置利用権」は輸入差止申立ての対象となっておらず、かつ、輸出してはならない貨物とも

されていないことに特に留意すべきです。

第5問(外国為替及外国貿易法の輸入規制) 正解率:イ-54% ロ-28% ハ-49% ニ-85% ホ-23%

この問題は、外国為替及外国貿易法の輸入規制のうち、輸入割当証明書の有効期間、経済産業大臣から税関長に委任されている権限について理解度を問う問題です。

ニ以外の正解率は低調で、特にロとホの正解率は28%、23%と極めて低調でした。

ロは、輸入割当証明書の有効期間でその交付(承認ではありません。)の日から「⑥の4月」であるべきところ、誤りの「④の6月」とした方が61%にも及びました。これは、輸入承認証の有効期間6月と混同したのでしょうか?ただ、輸入承認証の有効期間は、輸入の承認をした日(交付の日ではありません。)から6月です。それぞれの相違を正確に覚えましょう。

ホは、税関長に権限委任されていない権限です。正解は「⑮の輸入割当て」ですが、最多解答は誤りである「⑬の輸入の停止」とした方が25%、次いで「⑦の輸入の許可」とした方が24%にも達しました。外国為替及外国貿易法上、「輸入の禁止」権限は規定されていますが、「輸入の停止」及び「輸入の許可」の権限は規定されていません。「輸入の許可」は関税法上の税関長の権限です。

■複数肢選択式

第6問(定義) 正解率:46%

関税関係法令の解釈・適用のための定義に関するものですが、より正確な理解のためには、関税法第2条(定義)を再チェックしておくことが必要でしょう。特に、輸入、輸出、外国貨物、附帯税、みなし輸入等の意義については注意が必要です。

第7問(変更等の届出) 正解率:36%

輸出通関の基本的な事項ですので、確実に理解してほしい問題です。

複数肢選択問題では正解の記述のものをすべて選ぶこととなりますが、正解の問題をすべて選択できずに得点できないことが多々あります。今回も、正しい記述が3問あるのに2問しか選択していない方が多く見られます。結果は、正解の2.4.5を選択した方が36%で、2.4又は2.5の2問のみを選択した方が54%でした。複数肢選択問題ではこのように得点できないケースがよく見られますので、本試験では問題をしっかりと読み、理解するように留意してください。

第8問(郵便物の輸出手続) 正解率:46%

近年、輸出入申告制度及び申告納税方式が導入された郵便物の輸出手続に関しては、郵便物に係る簡易手続を中心に再度整理し直し、理解を深めることが必要です。

4については、郵便物の検査における日本郵便株式会社の職員の立会いに関するものですが、郵便物路線にあることから、簡易手続又は一般手続のいずれにおいても、当該職員の立会いが必要とされています(関税法施行令第66条の2第1項、第3項)。

5については、簡易手続又は一般手続のいずれの郵便物であっても、郵便路線にあることを考慮し、その差出人又は名宛人の請求により、輸出又は輸入の許可を取り消すことができるものとされています(関税法第78条の2第2項、第4項)。

第9問(貨物の保税) 正解率:6%

貨物の運送に関するものですが、通関手続等に比べて疎かになりがちです。正解率も、極めて低調でした。

1については、外国貨物の保税運送が、特定区間すなわち①開港、②税関空港、③保税地域、④税関官署及び⑤他所蔵置場所相互間においてできるとする基本に係る問題です(関税法第63条第1項)。

3については、郵便物の保税運送に係る簡易手続に関するものです(同法第63条の9第1項)。日本郵便株式会社の管理下にあることから、種々の便宜が図られていることに留意してください。

4については、関税の基本にも係る問題です。輸出貨物については、基本的に関税負担を求めるものではないとされています(同法第65条第1項)。

第10問(認定通関業者) 正解率:24%

認定通関業者の認定要件、認定・失効に係る手続等に関するものですが、正解率は極めて低調でした。

1は認定通関業者の認定基準に関するもの、4は認定の失効事由に関するものです。認定事業者の認定基準及び失効事由については、各事業者において独自のものもありますが、かなりのものが共通していますので、独自のものと共通のものを整理すると、効率的に理解することができるものと思われま

第11問(課税価格の決定) 正解率 20%

正解率は極めて低調でした。

本問は、本試験においても頻繁に出題されている関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)に規定する輸入貨物の課税価格の決定の原則について問うたものです。正解できなかった方は、再度テキスト等により課税価格の決定についての基礎知識を確認する必要があります。

本試験においては、課税価格の決定の原則の問題として、輸入貨物を本邦の輸入港まで運送するための運賃の問題が頻繁に出題されているので、誤りである選択肢4を正解とした方は、『輸入取引に係る契約において輸入貨物の輸入港までの運賃を売手が負担することとされている場合において、売手が当該輸入貨物の運送を行う船会社から運送契約料金について追加料金を別途請求されてこれを負担したときは、当該追加料金は、当該輸入貨物の現実支払価格に含まれているものとして取り扱う。(関税定率法同法第4条第1項第1号、同法基本通達4-8-(6)-イ)』とされていることを、この模擬試験を機会に理解しておくことが重要です。

第12問(課税価格の決定)正解率 25%

正解率は極めて低調でした。

本問も、第11問と同様に本試験においても頻繁に出題されている関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)に規定する輸入貨物の課税価格の決定の原則について問うたものです。正解できなかった方は、再度テキスト等により課税価格の決定についての基礎知識を確認する必要があります。

誤りである選択肢3『輸入貨物の生産に関連して、買手が自己と特殊関係にある本邦の金型の生産者から購入した金型を無償で売手に提供した場合には、当該金型の購入に要した額及び提供に要した額は当該輸入貨物の課税価格に算入する。』を正解とした方が多かったが、『輸入貨物の生産に関連して買手が金型を無償で売手に提供した場合の費用の当該輸入貨物の課税価格への算入について』は、平成25年度の関税定率法施行令第1条の5第2項の改正により、次のようになったので、この模擬試験を機会に正確に理解しておくことが重要です。

① 買手が自ら製造した物品又は買手と特殊関係にある者から直接に取得した物品

買手が自ら製造した物品又は買手と特殊関係にある者から直接に取得した物品を売手に対して直接又は間接に提供した場合には、次のi及びiiの費用の合計額を当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない。

- i. 当該物品の生産に要した費用(製造原価)
- ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの

② 上記①に掲げる物品以外の物品(買手が自己と特殊関係にない者から取得した物品)

買手が自己と特殊関係のない者から取得した物品を売手に対して直接又は間接に提供した場合には、次のi及びiiの費用の合計額を当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、課税価格を決定しなければならない。

- i. 当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用
- ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの

第13問(減免戻し税制度)正解率 31%

正解は「1」及び「2」の2つですが、正解率はやや低調でした。「1」、「2」を選択できた方はそれぞれ81%、73%と高い正解率でしたが、「4」、「5」、「3」を選択した方もそれぞれ37%、22%、17%もあったためです。

経済連携協定の適用を受ける製品の場合は特惠関税の場合と異なり、関税暫定措置法第8条の減税制度の適用はできない旨の規定はなく、同法第8条の適用要件を満たせば当該減税の適用は可能であり、通信販売により購入した個人用物品の品質が輸入者が予期しなかったものであった場合に関税定率法第20条の違約品等の戻し税の適用を受けることができる場合は、返送又は廃棄することがやむを得ないと認められる場合に限られ第三国に輸出する場合は対象外であること、関税暫定措置法第9条の軽減税率の適用を受ける場合に、軽減される関税額に相当する額の担保の提供を求める旨の規定はないことから

担保提供を求められることはないことを再確認しましょう。

第 14 問(特恵関税制度) 正解率:39%

正解答(誤り)である「2」と「5」を選択できた方は 39%と低調でした。しかし、「2」を選択できた方が全体の 70%、同じく「5」を選択できた方が 61%と個々には内容を理解されているようですが、正しい内容を誤りとして「1」を選択した方が全体の 14%、同じく「3」を選択した方が 29%、「4」を選択された方が 26%いましたので、正解率の低下に影響を与えています。

なお、誤りである「5」を正しい内容として選択された方が 39%もいましたが、現在、特恵関税に係る限度額等による管理方式(シーリング方式)は既に廃止となっており、農水産品及び鉱工業産品に係る特恵関税適用物品の輸入が急増し、国内産業を保護するため緊急に対応する必要性が生じた場合には、緊急特恵停止措置としてエスケープ・クローズ方式(関税暫定措置法第 8 条の 3)が採用されていますので、注意が必要です

第 15 問(外国為替及び外国貿易法の輸出規制)正解率 31%

正解は「3」及び「4」の 2 つですが、やや低調でした。

これは、正解の「4」を選択できた方は 77%いましたが、「3」を選択できた方が 51%に留まり、「5」、「2」、「1」を選択した方が 27%、18%、7%もいたためです。

複数肢選択式の問題であるのに一つしか選択しなかった方が 26% (「4」単独 17%、「3」単独 5%)もありました。複数肢選択式の場合は、通常複数の正解がありますので、基本的に複数解答するようにしましょう。

本邦から輸出された貨物を本邦で修理するため無償で輸入し、本邦で修理後無償で再輸出される場合は輸出の許可の特例が適用できることを再確認しましょう。

輸出承認申請だけでなく輸出許可申請も、電子情報処理組織(NACCS)を利用して行うことができ、申請者が希望すれば書面による輸出承認証(輸出許可証)の交付を受けることができます。

猟銃等の銃砲についての都道府県知事の所持許可書は国内で所持するために必要なものであり、それは経済産業大臣の輸出の許可とは別の話で、猟銃等の銃砲は、いかなる場合でも輸出の許可を要することを押さえておきましょう。

■択一式

+

第 16 問(適用法令) 正解率:56%

正解答である「2」を選択できた方は 56%とやや低調でした。誤りである「1」を正しいものとして選択された方が全体の 16%、同じく「5」を選択された方が 14%、合わせて 30%の方がおられましたので、正解率の低下となりました。

なお、設問は択一式にも係わらず複数解答をしている方が若干おられましたので、注意が必要です。

第 18 問(輸出申告の特例) 正解率:43%

輸出申告の特例に係る制度の仕組み、手続等に関する理解については、更なる努力を要する結果となっています。

1については、特定委託輸出申告は、特定輸出者でない輸出者(特定委託輸出者)が、認定通関業者に委託して行う輸出申告であることから、特定委託輸出者自身の業務処理能力について問われることはありません(関税法第 67 条の 3 第 1 項第 2 号)。特例委託輸入者についても同様です。

5については、特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しに関するものであり(同法第 67 条の 4 第 1 項)、輸出申告及び許可に際して保税地域に入れる必要がない特定輸出貨物の特性を理解することが肝要です。

第 19 問(特例輸入者) 正解率:18%

特例申告制度は、今後通関手続の中核を成すものですが、正解率は極めて低調でした。

2については、特例申告貨物に係る帳簿書類の保存義務に関するものであり、特例輸入者は、特例申告貨物に係る帳簿を輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から 7 年間、書類を同 5 年間(帳簿への記載を省略した場合は、同 7 年間)保存するものとされています(関税法第 7 条の 9 第 1 項、同法施行令第 4 条の 12 第 1 項、第 2 項、第 4 項)。なお、特例委託輸入者の場合には、保存すべき書類及び期間は共通していますが、一般の輸入者と同様に、保存期間の起算日が輸入の許可の日の翌日からとなっ

ていますので（同法第94条第1項、同法施行令第83条第1項、第3項、第6項）、注意が必要です。

4については、特例輸入者の承認の取消し手続である「届出」に関するものですが、申立て、報告、申請、申告等、行政機関等に対する特定の意思表示として類似のものがありますので、正確な理解が求められます。

第20問(輸出してはならない貨物) 正解率:47%

輸出してはならない貨物に係る認定手続及び輸出差止申立制度に関する正確な理解について、今一步の努力が必要です。

3については、認定手続においては、輸出者に証拠提出と意見陳述が認められていますが、行政手続であることから、裁判における準備書面の提出のような手続まで求められてはいないことに留意してください（関税法第69条の3第1項、同法施行令第62条の2第1項）。

5については、税関長は、専門委員に対して商標権者等から提出された証拠が侵害事実を疎明するに足るものであるか否かについて意見を求めることができるものとされていますが、適正な判断をするための手続としては、経済産業大臣、農林水産大臣又は特許庁長官に対する意見照会も認められています（同法第69条の5、第69条の8、第69条の9）。

第23問(保税地域) 正解率 71%

保税地域に関する基本的な事項を問うものですが、概ね理解がされているようです。

2については、保税蔵置場の許可の失効に伴う蔵置貨物の適正な処理のための「みなし保税蔵置場」に関するものです（関税法第47条第3項）。また、4については、保税展示場（国際博覧会、国際見本市等）における販売物品の適正な輸入・納税手続を確保するための「みなし輸入」に関するものです（同法第62条の4第2項）。関税関係法令には、これらのほかにも「みなし規定」がありますので、留意してください。

5については、保税地域蔵置貨物と他所蔵置貨物の取扱いの同異を問うものであり、特に「見本の展示」、「簡単な加工」等について注意が必要です。

第24問(課税価格の決定の例外) 正解率:36%

正解率は極めて低調でした。

本問は、本試験においても頻繁に出題されている輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）によりできない場合における課税価格の決定について問うたものです。

正解無しとされた方及び正解できなかった方は、再度テキスト等により課税価格の決定についての基礎知識を確認する必要があります。

（参考）

関税定率法第4条（課税価格の決定の原則）に規定する課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない貨物の課税価格は、同法の条文の順に従って、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）、第4条の3（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）、第4条の4（特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定）の規定によって決定を試みて、課税価格の決定を可能とする条によって決定します。

1. 輸入貨物の取引価格に基づく課税価格の決定（関税定率法第4条）



【輸入貨物の課税価格の決定の例外】—上記1により課税価格を決定できない場合の決定方法

2. 同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格による課税価格の決定（関税定率法第4条の2）

★ 同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格との双方があるときは、同種の貨物の取引価格により決定します。



3. 国内販売価格に基づく課税価格の決定（関税定率法第4条の3第1項）

★ 国内販売価格から当該輸入貨物と同類の貨物で輸入されたもの（「国内生産されたもの」ではありません。）の国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費の額を控除します。



4. 製造原価に基づく課税価格の決定（関税定率法第4条の3第2項）

★ 製造原価を確認できる場合であって、輸入者が希望する旨を税関長に申し出たときは、3

に先立って4により課税価格を決定します（関税定率法第4条の3第3項）



5. 特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定（関税定率法第4条の4）。

第25問(不当廉売関税) 正解率:55%

正解率はやや低調でした。正解答である「3」は全体の55%の方が選択されていましたが、誤りである「2」を選択された方が全体の17%、同じく「5」を選択された方が10%、「0」を選択された方が9%いたので、正解率の低下に影響していました。

なお、誤りである「2」の不当廉売とは、輸出国の国内における正常価格（原則として、輸出国において消費に向けられる同種貨物の通常の商取引における価格）より低い価格で輸出のために販売することです。「5」の調査の開始については、不当廉売関税のみならず相殺関税及び緊急関税においても、これら特殊関税の発動要件に該当する事実と十分な証拠があり、国内産業の保護や国民経済上の対応が必要とされるときには、利害関係者からの課税の求めがなくても調査を開始することは、政府として当然のことです。これらは基本的な事柄ですので正確に把握しましょう。

また、この設問は択一式にも係わらず複数解答が散見されますので、設問をしっかりと読んでから、問題に挑戦するよう心掛けましょう。

第26問(減免税制度)正解率 36%

正解は「3」で、最多解答でしたが、正解率はやや低調でした。

これは、誤りである「5」、「2」を選択した方が27%、18%もいたためです。

関税定率法第16条の外交官用貨物等の免税では、同条第1号適用の公用自動車を第4号の外交官の自用車に譲渡をした場合のように、同条の適用ができる各条項の間での譲渡の場合は、用途外使用には該当しないとされていることを再確認しましょう。

また、関税定率法第13条の製造用原料品の減免税の適用を受けることができる場合は、その輸入の許可の日から1年以内（2年以内ではありません）に税関長の承認を受けた製造工場で製造が終了することが要件であることを押さえておきましょう。

第27問(外国為替及外国貿易法の輸入規制)正解率 11%

正解は「3」ですが、正解率は極めて低調でした。

これは、誤りである「2」を選択した方が65%と最多解答となり、解答なしとした方も12%もいたためです。

本邦から出漁した船舶が外国の領海で採捕した輸入割当てを受けるべき水産物を輸入する場合は、特例の適用が出来、輸入割当、輸入の承認を要しないことをしっかり押さえておきましょう。

また、ワシントン条約附属書Ⅱに該当する動植物については、輸出国の管理当局の輸出許可書を経済産業大臣の事前確認を受け又は税関に提出（通関時確認）すれば、輸入承認を受けることを要しないことを再確認しておきましょう。

第28問(関税率表の解釈に関する通則) 正解率:28%

正解率は極めて低調でした。関税定率法別表の二以上の項に属する物品の所属の決定については、通則3(a)から(c)を適用することになっており、基本的な理解をしていればできる簡単な問題です。しかし、ほとんどの方は、通則を曖昧に覚えているせいがあるいは未だ学習に取り組んでいないせい、正解を得ることができませんでした。5を選択した方は38%いましたが、数字上の配列において最初ではなく、最後であることに注意してください。また、4を選択した方が20%いましたが、一層完全な又は最も詳細な記載をしていると最も特殊な限定をして記載しているとの用語の使われ方に注意してください。通則は、物品の所属を決定する基本的な原則であり、本試験で必ず出題されます。通則の内容、通則の適用順序、通則が適用される具体的な事例などを系統的に習得しておく必要があります。

第29問(ATA 特例法) 正解率:21%

ATA 通関手帳（カルネ）による一時輸入手続に関しては、一般的に日頃馴染みの薄い法令かも知れません。このため、輸入税の意義、一時輸入の対象物品、一時輸入及び保税運送の手続、輸入税の徴収等主要な事項を網羅して出題していますので、テキストも参照しながら再確認してください。

第 30 問(罰則) 正解率:17%

関税法における主要な罰則については、ほぼ毎年出題があります。重過失罪（関税法第 116 条）、税関職員の質問に答弁しない罪（同法第 114 条の 2 第 10 号）、通関業者による関税を免れる等の罪（同法第 110 条第 2 項）、両罰規定（同法第 117 条）等出題傾向の高いものを取り上げていますので、法令やテキストも参照しながら再確認してください。

III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

【総体的事項】

通関実務全体の正解率は30%であり、5%の方が合格基準に到達していました。

■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は33%でした。

輸出申告と輸入（納税）申告それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

①輸出申告 66%

②輸入（納税）申告 17%

■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は26%で、申告書よりやや高い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

③複数肢選択式 18%

④計算式 18%

⑤択一式 43%

【個別事項】

■申告書の作成

輸出・入申告書の作成は、これまでの学習の通関実務の要件に加え、最近ではインコタームズに定める取引条件について出題されるようになってきているので、輸出・入申告価格の決定において、算入と控除すべき費用が、各々の取引条件によって異なることについて、正確に理解するための問題作成としました。結果、輸入申告価格の解答においては、あまり対応ができていないことが判明しました。

第1問(輸出申告書) 正解率:66%

今回の輸出申告書作成の出題は、羊毛の製品などの品目分類と契約条件による加算・控除の処理です。もう少しの正解率となりました。その原因は、毛織物などを第51類から第85類までの範囲で出題し、各項の規定及び注などで振分けすることになりますが、その貨物の内容を正確に把握し、分類区分の順番に反映されていなかった点で品目表の配列の最初の文言に引きずられて誤った分類となっていることが見られます。また、どういうことか、少額扱いとなる低額の羊毛糸が申告登録に際し第1欄(最高額の欄)に掲げている例(22%の人)などありますので、以下の数値分析を踏まえて、これを、今後の正確な分類に反映して下さい。

(a) 登録画面の第1欄 : 70% (d) 登録画面の第4欄 : 62%

(b) 登録画面の第2欄 : 58% (e) 登録画面の第5欄 : 74%

(c) 登録画面の第3欄 : 67%

第1欄 (a) : 「フェルトでプラスチックを塗布したもの」の分類で、品目表の配列において早めに出てくる記述「…… (……塗布し……たものを除く。)」に反応して、その後にある記述である仕入書の「……塗布したもの……」を見落とししたことから大きな誤びゅう(20%)となりました。仕入書の記述は最後までよく読むことが必須です。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク(4%)としたケースがありました。

第2欄 (b) : 「じゅうたんで製品にしたもの」ですが、上記1欄と同じで、品目表の配列において早めに出てくる「—その他のもの(……製品にしたものを除く。)」を選択して、その後にある記述が、仕入書の「—その他のもの(……製品にしたものに限る。)」を見落とししたことから、この欄も大きな誤びゅう(23%)となりました。この欄も仕入書の記述は最後までよく読むことが必須です。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク(3%)としたケースがありました。

第3欄 (c) : 「梳毛織物で重量が203.7g/m²のもの」について、上記1及び2欄と同じく、品目表の配列において早めに出てくる「—重量が200g/m²以下のもの」に区分して、その次の配列「—その他のもの」としないケース(8%)、紡毛織物としたケース(8%)、また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク(7%)としたケースがありました。

第4欄 (d) : 「紡毛織物で人造繊維の長繊維のもの」の分類で、品目表の次の配列の「—その他のもの(……短繊維のものに限る。)」とした誤びゅう(9%)、それに、梳毛織物としたケース(7%)がありまし

た。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク（8%）としたケースがありました。

第5欄（e）：少額貨物の代表番号を他のものとした選定ミス（12%）がありました。

今後の要留意点は、まず、仕入書貨物の内容と統計品目表の番号区分の記述内容との突き合わせをしっかりとってから所属区分を決めることによる正確な品目分類に心がけ、その統計品目番号ごとにまとめた申告価格の把握を徹底してください。なお、無回答が各欄 3%～5%いましたが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。

第2問(輸入申告書) 正解率:17%

輸入申告書作成の出題は、魚介類などの申告書作成です。品目分類と申告価格（課税価格）に分けた正解率では、双方ともかなり合格点に達しない成績であり、特に、申告価格（課税価格）では低く、その内容が、品目分類の誤りによるものに加えて課税価格算出についての計算を正確に行うことができなかったことが相乗して正解率を大きく引き下げました。

(1) 品目分類の正解率 28%

- | | |
|------------------|------------------|
| (a) 登録画面の第1欄：34% | (d) 登録画面の第4欄：12% |
| (b) 登録画面の第2欄：29% | (e) 登録画面の第5欄：22% |
| (c) 登録画面の第3欄：42% | |

(2) 申告価格（課税価格）の正解率 6%

- | | |
|------------------|-----------------|
| (f) 登録画面の第1欄：5% | (i) 登録画面の第4欄：4% |
| (g) 登録画面の第2欄：10% | (j) 登録画面の第5欄：4% |
| (h) 登録画面の第3欄：8% | |

品目分類（(a)～(e)）においては、本問では、魚介類の状態を仕入書の記述及び申告事項登録画面作成の注意事項(以下「注意事項」という。)の「記」を熟読してから、十分に把握してから、分類が想定される第3類、第16類又は第19類などへと思考をめぐらすことが必要です。また、少額貨物を選定する場合に、少額価格に該当する貨物であるが同一品目番号の他の少額価格の貨物と合算すると大額貨物となるものがあることから、その点を考慮して選択し、選択肢番号の末尾が「E」なのか「X」なのかは明確にしておく必要があります。本問では「X」として大きな誤り(36%)となりました。

正解率が低率となりました点は次のとおりです。

第1欄（a）：「もんごういかで冷凍のもの」のところ、生鮮、冷蔵のもの及び乾燥、塩蔵などへの分類したケース(19%)、また、調理したものへの分類(19%)があります。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク（41%）とした大きな誤りがありますが、この内容は、分類において仕入書第4項の貨物と同一品目番号にかかわらず、そうしなかったことによるケースで、申告欄の第3～4欄に申告しています。

第2欄（b）：「あじの肉を切刻み冷蔵のもの」のところ、大きな比率で「あじのフィレ」としたケース(45%)がありました。同項の号の配列において、最初に「フィレ」があり、その後に「その他のもの(魚肉)」となりますので、配列と段落ちに注意が必要です。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク（5%）とした誤りもあります。

第3欄（c）：「いか弁当でごはんが主とした具材」で分類のところ、いかが主たるものとしたケース（19%）、冷凍のもんごういかとしたケース(10%)がありました。

また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク（9%）とした誤りもあります。

第4欄（d）：「魚の肝臓としらこ」（第0305.20-0906号）の分類について、上記第1欄のものが本欄に入り込んだケース（冷蔵、冷凍で40%）、たら卵とした事例(10%)があります。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク（8%）とした誤りもあります。

第5欄（e）：少額貨物は1品目であり選択肢末尾は「E」ですが、「X」としたケース（36%）が大きな割合でありました。少額貨物を選定する場合に、少額価格に該当する貨物である仕入書第3項及び第5項が同一品目番号となることから合算すると大額貨物となりますがこの処理をしなかったことによるものです。また、たら卵の「しらこ」をたら卵としたケース（20%）もみられました。また、正解の選択肢番号を他の申告欄へマーク（5%）とした誤りもあります。

以上のように、魚介類の分類では、保存の状態、加工の有無、構成材料の割合が分類のカギとなります。また、注意事項に記してあることは良く把握してから、分類作業に入ることに十分な注意をもちいただくことが望まれます。なお、無回答が各欄 9%～13%いましたが、勉強結果を確かめるためにもす

すべての解答欄に記入できるよう努力して下さい

申告価格 (f)~(j) は、全般に正解率が 4%~10%と大幅に低い状況となっています。

申告価格の計算においては、CFR 取引条件で加算となる費用について、一部減額のもの、その費用の各仕入書価格への按分に重量按分するものと直接加算のものがあり、その処理方法が複雑になっています。

同様の問題が昨年の第 46 回通関士試験(通関実務)第 2 問(輸入(納税申告))に出題されていますので、本設問と同様に、何度かのチェックをしてほしいと思います。

本設問を精査したところ、その代表的な誤りは「各欄」ともに以下の内容で相似しています。

- i. 価格按分での計算：2%~3%の人
- ii. 仕入書価格での計算：1%~2%の人
- iii. 輸入港到着後の運賃未控除：1%の人
- iv. 無償支給包装材の全品目への換算：1%~2%の人
- v. 分類による申告欄の相違に基づく誤り：数人（数値的に少ないが、上記の品目分類の誤りゆえは申告欄への記入順の相違に見られるので、連動する課税価格欄への記入誤りも多いところ数値としてはそのように出ていない。）
- vi. 解答なし：32%~42%の人（無回答の人がいますが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。）
- iv. その他（マークシートへ記入時に 8 桁までの塗りつぶしが無い等）

このような低い正解率となった本設問の申告価格の計算方法については、これまでの事例集の問題を繰り返し解いて納得がいくまで行うことが望まれます。加算の計算の手順・方法などは、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としては確立した方法であって、特殊な計算をしなければならないものではありません。そこで、再度、過去の問題をおさらいしていただくと共に、本設問についても、再度「解答・解説」を十分に理解して下さい。

■複数肢選択式

第3問(関税率表の所属の決定) 正解率:6%

正解率は極めて低調でした。2 + 3 + 5 が正解ですが、正解以外の選択肢が万遍なく選択されていることは、注の規定を熟知している方が極めて少ないことを示唆しています。2 + 3 を選択した方は 9%、3 + 5 を選択した方は 5%、2 + 4 + 5 及び 1 + 2 + 5 を選択した方は合計で 9% いました。特に 2 + 5 を選択した方が 25% いましたが、これらの方は第 71 類の金及び白金に関する注の規定を知っていれば、正解を得られたものと思われ、残念です。貴金属の合金については、貴金属の含有量に関する 2% 基準及び白金の優先基準がありますので、再確認してください。関税定率法別表における類の注の規定や項の規定に定められた数値基準は、分類の基本要件ですから正確に覚えてください。

第4問(課税価格の決定) 正解率:33%

正解率は極めて低調でした。

本問は、本試験においても頻繁に出題されている関税定率法第 4 条第 1 項（課税価格の決定の原則）に規定する方法により輸入貨物の課税価格を決定することができる事情について問うたものです。

選択肢 2 の事情は、関税定率法第 4 条第 1 項の規定により輸入貨物の課税価格を決定することができない事情であるとされた方が多数 (8%) おりましたが、この事情については既に輸入申告書作成問題における輸入申告価格（課税価格相当額）計算問題としても出題されており、今後の出題も予想されることから、『輸入貨物の取引価格が、買手と売手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の条件が付されている場合であっても、当該条件に係る額が明らかであるときは、そのことは、取引価格を課税価格として用いることができない事情には該当しないので、当該条件に係る明らかな額は、現実支払価格を構成するものとして、当該輸入貨物の現実支払価格に加算して、当該輸入貨物の課税価格を決定することができる。』ことを理解しておくことが必要です。

また、選択肢 3 の事情は、関税定率法第 4 条第 1 項の規定により輸入貨物の課税価格を決定することができない事情であるとされた方が多数 (14%) おりましたが、この事情は「災害等運賃特例」が適用できる事情であり、『輸入貨物の海上運送契約の成立の時以後において、当該輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した輸入港までの運賃の額が当該輸入貨

物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃の額を著しく超えるものであるとしても、そのことは、取引価格を課税価格として用いることができない事情には該当しないので、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃により当該輸入貨物の課税価格を決定することができる。』ことを理解しておくが必要です。

第5問(輸出申告の特例) 正解率:19%

輸出申告の特例に係る手続に関するものですが、正解率は極めて低調となり、改めて努力を要する結果となっています。

2については、特定製造貨物輸出申告の際に税関に提出する「貨物確認書」の作成者は、認定製造者であって、特定製造貨物輸出者や認定通関業者と混同しないことが肝要です(関税法第67条の3第4項)。

4については、特定委託輸出者による特定保税運送者への運送の委託に関する規定(同法第67条の3第1項)を特定製造貨物輸出者に置き換えた引掛け問題であり、細心の注意が求められます。

第6問(特例輸入者) 正解率:30%

特例申告手続に関しては、正解率は極めて低調となっています。

2については、特例申告貨物であっても、国内に引き取るためには輸入の許可を得ることが必要です。一方、4における特例申告書への輸入の許可年月日の記載、及び5における特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長への特例申告書の提出は、それぞれ正しい記述です。

特例申告制度は、輸入申告と納税申告を切り離して、スムーズかつスピーディーに通関しようとするものであることを基本に理解をすることが必要です。

第7問(輸出入貨物に係る記帳義務及び帳簿書類の保存義務) 正解率:3%

輸出入貨物に係る帳簿書類の保存方法、保存すべき書類等に関するものですが、正解率は極めて低調となり、改めて努力を要する結果となっています。

輸入者による関係書類の保存及び帳簿への記載省略(関税法第94条第1項)、輸出者による関係書類の保存(同条第2項)、関税関係書類に係る電磁的記録の保存(同条第3項)等基本的な事項を中心に出題傾向の高いものを取り上げていますので、法令やテキストも参照しながら再確認してください。

■計算式

第8問(納付関税額の計算) 正解率:25%

正解率は極めて低調でした。

本問は、本試験においても頻繁に出題されている未納関税額を納付する場合に併せて納付すべき延滞税額を的確に算出することができるかどうかを問うたものです。解答無しの方が多数(12.5%)おりました。

なお、次のような問題点がありました。

- ① 納付すべき関税額は、算出した関税額の100円未満を切り捨てた額でなければなりません(下2桁は必ず「00」でなければなりません(関税法第13条の4において準用する国税通則法第119条第1項))が、この端数切り捨てをしてない方が多数いました。
- ② 納付すべき延滞税額をマークシートに記載するに際して、その延滞税額が千万円に満たない場合には、まず計算した延滞税額の前に「千万の位」に達するまで「0」を付けて、次に「千万の位」に達するまで「0」を付けた延滞税額を解答用紙にマークしなければなりません、これをしなかった方が多数いました。

上記①及び②の解答をされた方は、正しい納付すべき延滞税額を算出したものの、法定の端数切捨をせず、マークシート記入の注意事項を無視したために、《九仞の功を一簣に欠き》、得点をすることができませんでした。

本試験においては、こうしたケアレスミスをしないように心がける必要があります。

第9問(過少申告加算税額の計算) 正解率:19%

正解率は極めて低調でした。

本問は、附帯税である過少申告加算税と重加算税が課される場合における加算税額を的確に算出することができるかどうかを問うたものです。解答無しの方が多数(10%)おり、正解率を大きく下げました。既に本試験においては、まず、修正申告により追加納付すべき関税額を算出し、算出した関税額を追加

納付する場合において課される過少申告加算税の額を算出する問題が数回にわたり出題されているところから、同種の問題を出題しました。

なお、こうした加算税の額の計算問題は、計算式問題として出題される分野の問題であるので、的確に計算することができるようにしておく必要があります。

この納付すべき加算税額をマークシートに記載するに際しては、第8問の納付延滞額のマークシートへの記載方法と同じように、その加算税額が千万円に満たない場合には、先ず計算した加算税額の前に「千万の位」に達するまで「0」を付けて、次に「千万の位」に達するまで「0」を付けた加算税額を解答用紙にマークしなければなりません。これをしなかった方が多数おりました。この方は、正しい納付すべき加算税額を算出したものの、マークシート記入の注意事項を無視したために、「九仞の功を一簣に欠き」、得点をする事ができませんでした。

本試験においては、こうしたケアレスミスをしないように心がける必要があります。

第10問(課税価格の計算) 正解率:18%

正解率は極めて低調でした。

本問は、輸入する貨物の課税価格を的確に算出することができるかどうかを問うたものですが、正解率は、10%と低率でした。解答無しの方が多数(13%)おり、正解率を大きく下げました。

本問のポイントは、次の三つの費用ですが、その取扱いを理解していない方が意外に多くいました。

① 無償提供した金型の取得及び提供に要した費用

買手が輸入取引により輸入する貨物の生産に必要な金型を無償で提供した場合には、当該金型の取得に要した費用及びその提供に要した費用を当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません(関税率法第4条第1項第3号口、同法施行令第1条の5第2項)。

この場合において、買手が無償で提供した金型を、買手と特殊関係にある者から取得して提供した場合には、その実際に取得に要した費用ではなく、当該金型の生産費(製造原価)をカー・ナビゲーションの課税価格に算入しなければならないこととされています(同法施行令第1条の5第2項第1号)。

なお、買手が無償で提供した金型は、当該輸入貨物の生産後に売手によって廃棄されるので、その取得費用及び提供費用の全額を一度に当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません

② 売手のために行う売手が第三者に負っている債務の全部又は一部の肩代り弁済

買手が、輸入取引の条件として売手のために仕入書に記載された貨物代金等とは別途に《売手が第三者に負っている債務の全部又は一部の肩代り弁済(支払)を行う場合》には、その支払は、売手に対する貨物代金の間接的な支払であり、その肩代り弁済(支払)額は現実支払価格を構成するので、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません(同法第4条第1項本文、同法基本通達4-2の2-(1))。

③ 航空運賃特例の適用=船舶運送運賃等の算入

輸入貨物が航空機により運送された場合には、その航空機により運送したことにより実際に要した輸入港までの航空運賃等を当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません(同法第4条第1項第1号)。

しかし、当初、船舶運送により運送されるものとされていた貨物が、輸入者の責めに帰すことができない理由により本邦への到着が遅延するおそれがあるため、「輸入者以外の者(輸出者)」が「航空運賃等を負担する」することにより運送された場合には、特例として、航空運賃を当該貨物の課税価格に算入することなく、通常の運送方法である船舶により輸入港まで運送される場合の運賃等を当該輸入貨物の課税価格に算入します。(同法第4条の6第1項、同法施行令第1条の12第1項、第2項第6号～第7号)。

なお、この場合において課税価格に算入する運賃及び保険料は、当該輸入貨物を運送するために当初手配された運送方法に係る運賃及び保険料の額とされています(同法基本通達4の6-1-(1))。

第11問(課税価格の計算) 正解率:14%

正解率は極めて低調でした。

本問は、輸入する貨物の課税価格を的確に算出することができるかを問うたものですが、正解率は、14%と低率でした。解答無しの方が多数(15%)おり、正解率を大きく下げました。

本問のポイントは、次の四つの費用ですが、その取扱いを理解していない方が意外に多数おりました。

① 貨物代金受取債権との支払債務相殺の否認

今回輸入する農産品の仕入書価格は、売手が、買手に対して負っている支払(返戻)債務と、買手が

ら受け取るべき輸出貨物代金の受取債権を相殺したものです。今回の輸入貨物代金として買手が売手に支払うべき価格は相殺前の価格であることから、相殺額は、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（関税定率法第4条第1項本文）。

（参考）相殺

2人の者が互いに相手に対して同種の債権をもっている場合において、一方から相手方に対する意思表示によってその債務を対当額で消滅させることです。相殺は、値引きではありません。

② 輸出港において一時的に輸入貨物を保管するための保管料

買手が、輸入貨物を輸入取引契約に基づく取引条件（FCA：指定引渡地運送人渡し条件）により、売手から引渡しを受けた後、本邦における市場の状況を考慮して、当該輸入貨物を貨物引渡地である輸出港にある倉庫に一時的に保管して保管料を倉庫業者に支払う場合には、当該保管料は、買手が輸入貨物について自己のために行う活動の費用であり、当該輸入貨物の現実支払価格を構成しないので、当該輸入貨物の課税価格に算入してはなりません（同法基本通達4-2-(5)なお書）。

③ 輸出港における輸入貨物の船積み費用

輸出港における輸入貨物の船積み費用は、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する本船（運送契約を締結した外国貿易船）への積込費用であって運送に関連する費用であるので、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（同法第4条第1項第1項、同法基本通達4-8-(5)）。

④ 輸入港までのコンテナの賃借料

買手が、輸入貨物を輸入港まで運送する運賃とは別に、当該輸入貨物の運送に使用するコンテナをコンテナリース会社から賃借した場合には、当該コンテナの賃借料のうち輸入港到着日までの期間に対応する賃借料は、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（同法第4条第1項第1号、同法基本通達4-8-(3)-イ-（ハ））。

（注）輸入港到着後のコンテナのクリーニング料

コンテナのクリーニング料は、輸入港到着後における費用であるので、当該輸入貨物の課税価格に算入してはなりません（同法第4条第1項第1号、同法基本通達4-8-(7)）。

《その他》

この算出した課税価格ををマークシートに記載するに際しては、第8問の納付関税額のマークシートへの記載方法と同じように、その課税価格が千万円に満たない場合には、先ず計算した課税価格の前に「千万の位」に達するまで「0」を付けて、次に「千万の位」に達するまで「0」を付けた課税価格の解答用紙にマークしなければなりません。これをしなかった方が相当おりました。この方は、正しい納付すべき加算税額を算出したものの、マークシート記入の注意事項を無視したために、《九仞の功を一簣に欠き》、得点をすることができませんでした。

本試験においては、こうしたケアレスミスをしないように心がける必要があります

第12問(課税価格の計算) 正解率:16%

正解率は極めて低調でした。

本問は、輸入する貨物の課税価格を的確に算出することができるかどうかを問うたものですが、正解率は、16%と低率でした。解答無しの方が多数(16%)おり、正解率を大きく下げました。

本問のポイントは、次の三つ費用ですが、その取扱いを理解していない方が意外に多くいました。

① 買手が輸出する他の貨物の価格に依存した輸入貨物の値引き

買手（輸入者）が売手（輸出者）に対して販売する他の貨物の価格に今回輸入する貨物の価格が依存している場合には、課税価格の決定を困難とする条件に該当し、関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）により課税価格を決定することができません（関税定率法第4条第2項第2号、同法基本通達4-17-(1)）。

しかし、買手（輸入者）が売手（輸出者）に対して販売する他の貨物の価格に今回輸入する貨物の価格が依存している場合であっても、その依存している額が明らかであるときは、当該条件は課税価格の決定を困難とする条件に該当しないので、当該条件に係る額は、当該輸入貨物の現実支払価格に含まれるものとして、関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）の規定により当該輸入貨物の課税価格を決定します（当該条件に係る明らかな額を課税価格に算入します。）。（同法基本通達4-17-(2)）。

② 売手が支払うべき輸入貨物の原材料の買付手数料の肩代弁済

この買付手数料は、買手が輸入貨物の買付けに関し当該買手を代理をする者に対し当該買付けに係る

業務の対価として支払われるものではありません。この買付手数料は、本来売手が輸入貨物の原材料の買付を委託した者に対して支払わなければならない費用であり、これを買手が負担する場合には、売手の債務の肩代り弁済であり、売手に対する間接支払に該当するので、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（同法第4条第1項本文、同法施行令第1条の4本文）。

③ 商標権者に対して支払う商標権の使用の対価

貨物を輸入する場合において、当該「輸入貨物に係る」商標権等の使用の対価（ロイヤルティ）を当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために直接（特許権者等である売手又は特許権者等から使用許諾を受けた売手）又は間接（売手が指定した特許権者等）に支払う場合には、当該商標権等の使用の対価（ロイヤルティ）は、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（同法第4条第1項第4号、同法施行令第1条の5第3項、同法基本通達4-13-（1）～（4）、（7））。

④ 縫製アルバイトの雇用及び派遣の費用

買手が輸入貨物の縫製作業の進捗を図るために行うアルバイトの雇用及び派遣に要する費用は、売手のために行われた間接支払に該当するので、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません。（定率法第4条第1項本文、同法施行令第1条の4本文）

■択一式

第15問（関税率表の所属の決定） 正解率:21%

正解率は極めて低調でした。正解は4ですが、5を選択した方が27%いました。運動用に製造した革製のミトン、グローブ等は、第42類の革製品として分類されますが、第95類の運動用品として分類を誤る可能性が高いため、本試験に何度か出題されています。受験生が誤りやすい問題の一つとってください。1及び2を選択した方は、合計で32%いました。羊毛と織獣毛の定義及び肉の調製品（パスタは、肉の調製品の例外物品）に関する注の内容を再読してください。また、第21.05項の氷菓のように項の規定によりココアの含有の有無に関係なく分類される物品については、ココア調製品と誤らないためにもしっかりと覚えておく必要があります。

第16問（関税率表の所属の決定） 正解率:15%

正解率は極めて低調でした。レベルアップが必要です。特に5の牛の腸と肝臓は、本試験に出題された類似問題ですが、正しい組合せとして選択した方が40%もいました。このことは、過去問に取り組んだ形跡がないことを示唆しています。また、2、4及び0を選択した方が合計で33%もいるように正解以外の選択肢が万遍なく選択されていることは、物品の所属に関する知識が十分身につけていないことが伺われます。類似物品の所属の決定は、誤りやすい物品が出題されますので、反復学習が必要です。曖昧に覚えていると判断に迷い、正解を得ることができません。学習の一例としては、過去問に挑戦して傾向を知り、新たな類似物品を関税定率法別表から追加するなどの工夫をしながらベースを積み上げていくことです。

第17問（特惠関税制度） 正解率:47%

正解率は低調でした。正解答である「4」を選択できた方は、全体の48%でしたが、「無回答」と「0」を選択した方が9%、誤りを正しいものとして「1」を選択された方が全体の10%、「2」は9%、「3」は13%、「5」は11%いましたので、正解率の低下となっています。「1」は特惠受益国における完全生産品の指定は、関税暫定措置法施行規則第8条の第1号から11号まで具体的に列挙され、「2」の特惠対象物品の本邦への直送要件は同法施行令第31条第1項各号に規定されており、特惠関税制度の大切な事項として本試験にも出題されていますから、それぞれの内容も複雑な内容でないので、正確に把握するように努めて下さい。

一方で、輸出入申告書等の作成後の設問については、しばしば無回答者が出てきますが、試験問題への対応の時間的配分等も工夫が必要と思います。